

ASEAN-インドFTA (AIFTA) の特定原産地証明書の発給機関・発給手数料

国名	発給機関	発給手数料	必要書類/申請手順	遡及発給	再発給	Third Party Invoice CO	B to B CO	累積 Evidence
インド (10/01/01発効)	<p>商工業省商務部 (Department of Commerce, Ministry of Commerce and Industry)</p> <p>管轄: 輸出検査審議会 (Export Inspection Council : EIC)</p> <p>審査および発給機関: 各管轄の輸出検査局 (Export Inspection Agencies : EIA) EIAはチェンナイ、デリー、コーチ、コルカタ、ムンバイに所在する。</p>	<p>1. ブランクCO用紙フォームの販売価格: 1セット50ルピーで、10部綴り</p> <p>2. 証明料金: 1セット350ルピー Tatkalスキームでの証明を希望の場合は350ルピーに追加して、1証明ごとに500ルピーが請求される。 Tatkalスキームとは輸出者に対するCO取得の優先制度であり、即日発給も可能。</p> <p>3. 輸出品の現地検査料金: 500ルピー(輸出品の現地検査ごと)</p> <p>4. 現地検査に係る実費用: 現地検査の為の審査官の移動や宿泊の実費は輸出者の負担となる</p>	<p>1. 原産品判定(現地検査) 原産品判定に際し、以下の関連書類を提出。 i) 輸出される製品のインボイスでFOB価格が明らかになっているもの ii) 製品の原産地確認のリクエストフォーム (フォームは地域のEIAで入手) iii) 輸出される製品の詳細なコストシート(例:輸出品の生産や組立に使用される輸入部材、直接労務費、オーバーヘッドコスト等) iv) ローカル調達品のインボイス v) 輸入調達品のインボイスと輸入申告書 vi) 輸出入コード (IEC) vii) 生産プロセスのフローチャート viii) 現地検査において要求があれば、その他の関連書類</p> <p>現地検査は、COが発給される前に、当該FTAの原産地基準が適切に満たされているか確認のためにEIAによって行われる(基本的に必須だが、省略されることもある)。 現地検査の対象は輸出者の特定の製品の最初の出荷分で、その現地検査は同製品の出荷20回あるいは1年間のどちらか早い方まで有効である。</p> <p>2. CO発給申請 CO発給申請に際し、以下の関連書類を提出 (i) 記入済みCOフォーム (ii) 輸出者のインボイス (iii) パッキングリスト (iv) 保険証券や輸送関連書類(必要に応じて)</p> <p>CO発給の所要時間 申請が14:30前であれば、同日中に発給。申請が14:30以降であれば翌日。</p> <p>その他注意: FOB価格はCO上に必ず明記必要であり、記載しないという選択肢はない。</p>	可 COが輸出時、あるいは輸出日から3日以内に、やむを得ない理由で発行できなかった場合、12カ月以内であれば遡及発行。遡及発給では“Issued Retrospectively”と書きされ、輸出者は遡及発行の理由書を提出する必要あり。	盗難、亡失、滅失の場合、当局が真正コピーを発給する。ただし不正使用を防ぐ為、輸出者は宣誓供述書に適切な価格の印紙を用意し、亡失滅失の理由を明記し、不正に使用されないこと、オリジナルが発見された場合には返却する旨を約束する。また再発給に起因する損失が発生する場合には、輸出者の責任であり、EICに損失の責任が及ばないようにすること。	発給可能 下記の情報がCO申請に際して必要 ・インボイスを発行する輸出者の氏名、住所、国名	発給可能 1. 輸出国からの有効なAIFTAのCO オリジナルを発給機関に提出できる 2. 輸入者とB to B CO を申請する輸出者が同じ者であること 3. B to B CO の有効期間はオリジナルのCOと同じ 4. 再輸出される貨物はオリジナル貨物の一部又は全部であること 5. 再輸出される貨物は中継国でいかなる加工もされていないこと(再梱包などの物流関連を除く) 6. 貨物が自由貿易加工区や保税地域などの税関の管理化にあり、中継国の市場に入っていないこと 7. オリジナルのAIFTA CO の発行者や発行日・発行番号などを提出すること	・原産地証明書 (Form AI) ・インボイス ・中間材料のコストシート

ASEAN-インドFTA (AIFTA) の特定原産地証明書の発給機関・発給手数料

国名	発給機関	発給手数料	必要書類/申請手順	遡及発給	再発給	Third Party Invoice CO	B to B CO	累積 Evidence
シンガポール (10/01/01発効)	税関 Singapore Customs 関税貿易業務部 (Tariffs and Trade Services Branch =TTSB)	CO申請ごとに TradeNet申請:5.98 ドル マニュアル申請:10 ドル ※TradeNet利用費用: 1アカウントの初期登録費 S\$50、1アカウントIDにつ き使用月額費S\$20 (そ 他必要な手続きや許可な どサービス内容に応じて 細かい課金システムがあ る)。 【参照】TradeXchange: Tel: +65 6887 7888 2番 Email: (tradexchange@crimsonlo gic.com)	1. MCS (Manufacturing Cost Statement) の提出 ・製造業者として登録完了後、製造者は企業のレターヘッドで全ての製品 モデルについてコスト申告書を準備。フォーマットは以下のシンガポール 税関のサイトにある。 (http://www.customs.gov.sg/topNav/ese/Online+Services+and+Forms.htm .) ・コスト申告書の提出は税関へ少なくとも輸出日の7営業日前まで ・付加価値基準ルール適用の製品は、使用原材料の実際のコストを記 入、見込み生産コストでは不可。使用原材料全てについて、国内製造材 料分と、アセアンカインドのサプライヤー分のインボイスを提出すること。 AIFTAで累積のルールを適用する場合はアセアン又はインドの原材料に ついて証明書類としてCO (Form AI) を提出必要。 ・関税番号変更基準ルール適用の製品は、外国製の原材料についてHS の6桁レベルの情報を記入。 ・シンガポール税関はコスト申告書で原産資格を確認し認可レターを発行 する。その後、製造者あるいは輸出者がCOを申請する。 このコスト申告書は1年間有効で毎年の更新が必要、コストや売値、調達 先の変更があった場合も更新必要。認可されたコスト申告書を更新には、 新しい申告書を出すか、製品が原産性を維持している旨の確認書を出す 必要がある。この確認書はコスト申告書の有効期限が切れる最低1週間 前までにシンガポール税関に提出する。税関では受領より3営業日以内 に受取書を発行する。受取書は確認書の日付から1年間有効となる。 2. COの申請 ・輸出者はCO申請と輸出許可申請の両方をTradeNet でオンラインで行 う。マニュアルのCO申請は例外的なケースのみ可能。輸出者にTradeNet が無い場合は、代理業者に委託が可能。 ・CO申請と輸出許可申請が正しく完了すれば、TradeNet ではCOとCargo Clearance Permit (CCP) について番号を割振り、認可を行う。申請後、2 時間以内に輸出者にメッセージ送付される。 3. COの受取 ・輸出者は認可済みCOについて担当の CrimsonLogic Service Bureauに て受取る。COは申請認可後、2-4時間で受取り可能。 ・受取には申請者かその代理人の委任状とCOごとに輸出インボイスコ ピーの提出が必要。CO番号が対応するインボイス上に記載あること。 ・COの記載事項が正しいことを確認し、COの所定欄に輸出委任者のサイ ンが必要。 注: インボイスの日付は輸出日の前であること。輸出日前のCO申請で は、インボイス日はCO提出日の後であってはならない。これは海外輸入 先の税関で、COのシンガポール税関認可日後のインボイスに関する揉め 事を避けるためである。 注: FOB価格は記載要。TradeNet でCOと輸出許可申請の際に "Total FOB Value" が必須項目となっている。	可 例外的に予期で きない仕方の無 い理由でCOが 輸出時に発行で きなかった場 合、遡及発行可 能。その際は海 外輸入者からの 依頼と、輸出日 から1年以内とい う条件有、 "ISSUED RETROACTIVELY" の文言が入 る。 TradeNetで遡及 発給をネット申 請する際、輸出 者は追加情報と して輸出許可番 号を"Previous Export Permit. No."欄に記入 要。その申請後 すぐに、遡及発 行CO申請の新 しい参照番号 (Unique Reference Number)を税関 へFAXする。	可能 盗難・亡失・破損 の場合はオリジ ナルCOの証明 真性コピーを申 請可能。手数料 はS\$4必要。 必要書類は、書 面での依頼と共 に、COのコピー3 部と認可された COの副本コピー 1部。	発給する CO Form AIの 第13欄の"Third Country Invoicing"に チェックと、第7 欄にインボイス 発行社名と国 名の記載要。	発給する Back to Back CO を申請する輸出者 はAIFTAの規定法 令文書での要求に 従うこと。 Back-to-back CO (Form AI) の第13 欄に"Back-to- back CO" のチェッ ク要。 必要書類として下 記をファックスす るかTradeNet の申 請でソフトコピー で添付必要。 ・最初のAIFTA輸 出国のオリジナル CO Form AI ・輸出者のインボ イス ・ワーキングシート (分割貨物の場 合) ・輸入許可証 ・輸入許可証に対 応するサプライ ヤーのインボイス ・輸入許可証に対 応する船荷証券 (B/L)またはAir Way Bill (AWB) ・輸出時の船荷証 券(B/L)またはAir Way Bill (AWB)	AIFTA国の正規機 関で発給された原 産地証明書(Form AIK) のオリジナル コピー

ASEAN-インドFTA (AIFTA) の特定原産地証明書の発給機関・発給手数料

国名	発給機関	発給手数料	必要書類/申請手順	遡及発給	再発給	Third Party Invoice CO	B to B CO	累積 Evidence
マレーシア (10/01/01発効)	国際貿易産業省 Ministry of International Trade and Industry (MITI)	CO自体は無料でMITIにより発給されるが以下のコストに注意 COのマニュアル申請の場合 COの用紙をマレーシア製造者連盟Federation of Malaysian Manufacturers (FMM) から購入: ・会員:1冊(40セット) RM35.00 ・非会員:1冊(40セット) RM55.00 電子申請electronic Preferential Certificate of Origin (ePCO) の場合 Dagang NetのePCO 申請料金の以下の2種類有 ・スタンダード:年会費 RM20に加え都度料金 RM5.00 ・イーバリュー:年会費無料で都度料金RM8.00 輸出でCO申請が年間60件以下の場合イーバリュープランの料金がお勧め	ePCOでの申請の場合 1. 企業登録後、ePCOのウェブサイト http://epco.dagangnet.com.my/epco.jsp にログイン <u>コスト分析 (Cost Analysis - "CA")</u> 1. メニューバー内の "AIFTA" から "New Cost Analysis" を選択 2. "MITI Attachment Section" の中で必要事項を記入し以下の必要書類を添付する。 ・業者から製造者への原材料のインボイス(製造者により認証要) ・海外の業者からのCO(必要な場合のみ) ・製品のプロセスフローチャート ・製品のサンプル、写真、カタログ、等 必要な書類全てを提出しないとコスト分析申請は完了しない。 3. 免責補償の文章を承認する 4. 電子的にコスト分析を提出。レファレンス番号が発行され、この番号により今後の進捗確認をする。 5. ePCOでのコスト分析は5営業日で承認される。靴、自転車、アルミ工業ではMITIにより工場検査の場合もある。その後システムからコスト分析承認レターが発行され承認番号も自動発行される。 CO申請 1. メニューバー内の "AIFTA" から規定のCO Form を選択 2. "Select case for CO" から "General" を選択 3. Form AIの申請IDスクリーンから実際にCO申請する品目を探し出し、"Finished Product" 欄の対応するハイパーリンクをクリック 4. 品目のブランド・モデルから適切なものを選択し、画面下の"次へ" ボタンをクリック 5. "Add/Edit - Form AI Product Description Details Screen" へ進み、必要事項を埋める。 6. 追加の製品があれば、3から5のステップを繰り返す。 7. 全ての製品で完了後、画面下の"次へ"をクリックし、申請IDスクリーン画面へ戻る 8. "MITI Attachment Section" で必要事項を記入し、以下の必要書類を添付する。 ・Bill of Lading (B/L) ・税関申告フォーム (K2) ・顧客へのインボイスとパッキングリスト 必要な書類全てを提出しないと受付は完了しない。 9. 免責補償の文章を承認する。 10. 電子的にCO申請を提出。レファレンス番号が発行され、この番号により今後の進捗確認をする。 11. ePCO での承認は1営業日。	可 ただし遡及発給には以下の追加書類が必要。 ・MITIからの承認レター ・COフォーム ・顧客へのインボイスとパッキングリスト ・"Record of Certificate of Origin Issued" BAK1(e) ・船荷証券 (B/L) または Air Waybill (AWB) ・承認済み税関申告フォーム (K2)	再発給する ただし輸出者はMITIへの理由書の提出が必要。再発給の判断はMITIの担当官の判断。 CO再発給不可の場合もある。	発給する 注: 仲介インボイスのFOB価格記載が必要 また、ePCO 経由で申請する場合は、通常のCO発給手続きに従うが、 "Select case for CO" 内の "Third Party Invoicing" を選択し、追加必要事項を "Third Party Details" 欄に記入する。	発給する <必要書類> ・BAK1(a) および BAK1(c) フォーム ・企業登録証 (Form 9 or 13) または事業登録証 (Form D) ・COのオリジナルコピー (Form AI) ・マレーシアに輸出する際に発行されたインボイス ・税関申告書 (K8) またはフリートレードゾーン申告書 (ZB1) ・再輸出品のモニタリングシート (ANNEX 1) 注: 仲介インボイスのFOB価格記載は必須	原産地証明書 (Form AI)

ASEAN-インドFTA (AIFTA) の特定原産地証明書の発給機関・発給手数料

国名	発給機関	発給手数料	必要書類/申請手順	遡及発給	再発給	Third Party Invoice CO	B to B CO	累積 Evidence
マレーシア (10/01/01発効)			<p>マニュアルでのCO申請の場合 コスト分析 (Cost Analysis - "CA") 1. コスト分析申請フォームを以下からダウンロード (http://www.miti.gov.my/cms/content.jsp?id=com.tms.cms.section.Section_8ab71ed7-7f000010-72f772f7-46167d0f) 2. "Free Trade Scheme Application Form" BAK1(a)を記入し、"AIFTA - Form AI" とオプションの "New Cost Analysis" をチェック 3. BAK1(a) では提出に必要な以下の書類のチェックリストがある。 ・ "Free Trade Scheme Application Form" BAK1(a), "Cost Analysis of the Finished Product to be Export" BAK1(b), および "Letter of Indemnity" BAK1(c) forms; ・ Company Registration Certificate (Form 9 or 13) 又は Business Registration Certificate (Form D); ・ 使用した原材料のインボイス - 業者から製造者への原材料のインボイス (製造者により認証要) あるいは海外の業者からのCO (必要な場合のみ) ・ 製品のプロセスフローチャート ・ 製品のサンプル、写真、カタログ、等 4. 記入完了したBAK1(a) と添付書類をMITIあるいはMITIの各地域支所へ提出 5. マニュアルによりコスト分析の承認は所要7営業日。靴、自転車、アルミ工業ではMITIにより工場検査の場合もある。 その後MITIからコスト分析承認レターが発行され、これをCO申請に使用する。</p> <p>CO申請 1. マレーシア製造者連盟 (FMM) からブランクのCOフォームを購入 2. "Cost Analysis Application Form" 内の "Certificate of Origin Application Form" BAK1(d)を記入する。サイトは以下。 (http://www.miti.gov.my/cms/content.jsp?id=com.tms.cms.section.Section_8ab71ed7-7f000010-72f772f7-46167d0f) 3. BAK1(d) では提出に必要な以下の書類のチェックリストがある。 ・ MITIからの承認レター ・ ブランクのCOフォーム ・ 顧客へのインボイスとパッキングリスト ・ "Cost Analysis Application Form" 内にある "Record of Certificate of Origin Issued" BAK1(e) 4. 記入済みBAK1(d)と添付書類をMITIかMITIの各地域支所へ提出 5. マニュアルによるCO申請では所要2営業日</p>					

ASEAN-インドFTA (AIFTA) の特定原産地証明書の発給機関・発給手数料

国名	発給機関	発給手数料	必要書類/申請手順	遡及発給	再発給	Third Party Invoice CO	B to B CO	累積 Evidence
タイ (10/01/01発効)	商業省外国貿易局 Department of Foreign Trade ("DFT"), Ministry of Commerce	<p>1. 原産性判定(25類から97類まで) ・書面提出: 1つのHSコードにつき30パーツ(提出後3営業日要) ・オンライン提出: 無料(提出後、1-2営業日要)</p> <p>2. 原産地証明書の発給(Form AI) ・オンライン提出のみ: 無料(原則1日となっているが、実際は提出後1-2営業日かかっている)</p>	<p>1. 原産性の判定(25類から97類まで) 輸出入者カードの保持者は、ウェブサイトを通じて下記必要書類を送信するか、同書類をマニュアルで外国貿易局輸入管理課(同局ビル5階)に提出。 ・製造工程表 ・生産コスト表 ・輸入材料のインボイスおよび輸入通関書類 ・輸入エントリー ・国内生産部材購入に関する書類または領収書 ・もしフォームAIの場合で累積規定を適用する場合は、フォームAIを累積の書類として用意</p> <p>輸入管理課は原産性の「適格品目証明書(Confirmation of Product Eligibility - "CPE")」を発行する。(有効期限2年間)</p> <p>2. 原産地証明書(Form AI)の発行手続き 輸出入者カードの保持者は、ウェブサイトを通じて下記必要書類を送信するか、同書類をマニュアルで外国貿易局輸入管理課(同局ビル4階)に提出。 ・インボイス正本または写し ・船荷証券(B/L)またはAir Way Bill (AWB)、あるいはその他運送状 ・原産地資格審査申請書(第1類から24類の場合) ・適格品目証明書(CPE)(第25類から97類の場合)</p> <p>これにより外国貿易局輸入管理課は原産地証明書(Form AI)を発給する。</p>	可 (輸出の日より12カ月以内)	AIFTAそれぞれの運用上の手続きに従い、紛失、損傷等があった場合再発給する。	発給する ※原産地証明書上にFOB価格の記載が必要。 インボイスを発行した企業の正式社名や住所も必要。	発給する	原産地証明書 (Form AI)

ASEAN-インドFTA (AIFTA) の特定原産地証明書の発給機関・発給手数料

国名	発給機関	発給手数料	必要書類/申請手順	遡及発給	再発給	Third Party Invoice CO	B to B CO	累積 Evidence
インドネシア (10/09/07)	<p>商業省Ministry of Trade (MOT)より委託を受けた原産地証明書発給機構 IPSKA "Instansi Penerbit Surat Keterangan Asal"</p> <p>インドネシア全土に85のIPSKAがあり、そのうち28のIPSKAではオンラインでCO発給が可能。残りの57のIPSKAでは準オンラインベースにて発給。</p> <p>FTA/EPA用COには適用されないが、一般のCOでは、特定の品目に限って、主要IPSKAでのみCOの発給可能。(例: 繊維やアパレルの米国やEUへの輸出、靴、エビ、コーヒーなど)</p>	COの申請フォームごとに5,000ルピア	<p>1. 輸出者は下記いずれかで申請: a. オンライン申請可能な28のIPSKAの場合は(http://e-ska.kemendag.go.id/)より申請。 b. 準オンライン申請のみの57のIPSKAの場合は、COの申請用紙記入の上、製造者が所在する地域のIPSKAに提出する。</p> <p>2. どちらのケースでも以下の添付書類をCOの申請と共にIPSKAに提出必要: ・輸出申請のコピー ("Pemberitahuan Ekspor Barang" or PEB) ・輸出許可記録のコピー ("Nota Persetujuan Ekspor" or NPE) ・納税者番号 ("Nomor Pendaftaran Wajib Pajak" or NPWP) ・船荷証券 (B/L) または Air Way Bill (AWB)、また陸路の場合はカーゴレシート ・インボイス ・パッキングリスト ・生産コスト報告書 (US\$で単価) ・サーベイヤーレポート (貨物が輸出前検査対象の場合のみ)</p> <p>3. IPSKAはCOの申請で疑わしいケースの場合は、原産地確認を輸出前に行うこともある。通常これは1日で終わる。実際にはIPSKAは申請者に対して貨物は原産品適合である旨の誓約書を要求することですませている。</p> <p>4. IPSKAはCO申請で提供された情報が問題なければ1日以内に発給する。</p> <p>5. 輸出者は許可されたCO申請を印刷、サインし、IPSKAのオフィスへ持参し権限のある担当官のサインをもらう。</p>	可	<p>可能。</p> <p>尚、紛失の場合、紛失届を警察に出し届けの受領証を再申請の際に添付する必要あり。再申請は当初発行されたCOと同じIPSKAでなければならぬ。</p>	<p>発給する</p> <p>CO Form AIの第13欄に第3国インボイスである旨のチェックが必要。</p> <p>※原産地証明書上にFOB価格の記載が必要</p>	<p>発給する</p> <p>CO Form AIの第13欄にBack to Back COである旨のチェックが必要。</p> <p>※発行の際にはオリジナルの原産地証明書 (Form AI) の提出が必要</p>	<p>・コスト明細書 ・インボイス ・原産地証明書 (Form AIの Dupliacate)</p>

ASEAN-インドFTA (AIFTA) の特定原産地証明書の発給機関・発給手数料

国名	発給機関	発給手数料	必要書類/申請手順	遡及発給	再発給	Third Party Invoice CO	B to B CO	累積 Evidence
ブルネイ (10/06/01発効)	外務貿易省貿易開発局 Department of Trade Development (DTD), Ministry of Foreign Affairs & Trade (MOFAT)	特恵用COフォーム:無料 一般COフォーム:B\$10.00 CO発給サービスチャージ: B\$2.00 / セット	1. 製造コスト明細書 (Manufacturing Cost Statement - "MCS") の提出: 工場検査に問題なければ、製造者は製品のMCSをDTDに提出し、必要な原産規則を満たしていることを示す。このMCS提出はCO申請のフォーマットで行う。MCSは内容に変更なければ1年間有効。内容に変更がある場合は輸出者・製造者はDTDに連絡する。 2. CO申請の提出: DTDへのCOオンライン申請 (http://202.93.221.24/SOPPortal/portal_proxy?template=eMinCom-EN&url=/web/emincom/EN/businesses/index-biz.jsp&biz=certOrigin) の"CO Application"をクリック 提出書類は以下のとおり: ・インボイス ・パッキングリスト ・その他必要に応じて関連書類 CO発行までの所要時間は、1-2営業日	可	再発給する 盗難、忘失、破損した場合は輸出者は書面でCOの発給機関に申請。オリジナルの証明本コピーが発給され、第12欄に"Certified True Copy"の文言が入る。オリジナルCOの発行日がコピーにも引き継がれる。オリジナルCOの発給から1年を過ぎるとコピーは発給されない。	発給する。 FOB価格はForm AIのCO上には必ず明記必要。	発給する 必要書類としてForm AIの輸出国発給のオリジナルのCOが要求される。	原産地証明書 (Form AI)

ASEAN-インドFTA (AIFTA) の特定原産地証明書の発給機関・発給手数料

国名	発給機関	発給手数料	必要書類/申請手順	遡及発給	再発給	Third Party Invoice CO	B to B CO	累積 Evidence
フィリピン (2011/05/17発効)	マニラの関税局輸出調整部(Export Coordination Division, Bureau of Customs) 又は 各港の財務省下の税関輸出部 Export Division (ED) in district ports Bureau of Customs, Department of Finance	115ペソ(品目数に関係なく)税関のスタンプ代 ※COの用紙代 15ペソ	1. 輸出前の物品検査申請を書面にて、輸出の最低5日前までには以下の書類と共に提出: i. 生産に使用された全部材のリスト(輸入部材および国内部材) ii. そのコストの明細 iii. 輸入の際の輸入申告書 iv. 生産フローチャート v. 企業概要 vi. 生産プロセスの写真 その他検査に必要な書類(ただし生産プロセスや仕様、部材や製品の価格に変化が無ければ必要なし) 2. 発給機関による輸出前実地検査 3. 輸出ごとのCOの申請、以下は必要書類 i. 記入済みのCOのフォーム(FOB価格記載が必要) ii. 許可済みの輸出申請書コピー iii. 船荷証券(B/L)またはAir Way Bill (AWB)コピー iv. インボイス v. 商品許可証(Commodity Clearance)のコピー(必要な場合) 4. COの発給 i. 輸出者がExport Coordination Division (ECD) あるいはExport Division (ED) にCO申請提出 ii. 貿易管理審査官Trade Control Examiner ("TCE") が評価と検証を行う iii. TCEは見解をECD/EDの チーフに提出 iv. ECD/EDのチーフはCOにサインをする 所要時間:各都市により異なる。マニラでは申請受領後、7から12営業日で発行するが、マニラ以外では12から22日かかる。しかしセブでは半日で可能とある。 COの有効期限:12カ月	可 フィリピンではFTAに規定された以外の特別な書類や手続きは課さない。	再発給する フィリピンではFTAに規定された以外の特別な書類や手続きは課さない。	発給する フィリピンではFTAに規定された以外の特別な書類や手続きは課さない。	発給する フィリピンではFTAに規定された以外の特別な書類や手続きは課さない。	原産地証明書(Form AI) フィリピンではFTAに規定された以外の特別な書類や手続きは課さない。

ASEAN-インドFTA (AIFTA) の特定原産地証明書の発給機関・発給手数料

国名	発給機関	発給手数料	必要書類/申請手順	遡及発給	再発給	Third Party Invoice CO	B to B CO	累積 Evidence
ベトナム (10/06/01発効)	<p>商工省管轄下の各地 区の輸出入管理課 Regional Export- Import Management Bureaus under Ministry of Industry and Trade (MOIT)</p> <p>所在地: Hanoi, Ho Chi Minh, Da Nang, Dong Nai, Hai Phong, Binh Duong, Vung Tau, Lang Son, Quang Ninh, Lao Cai, Thai Binh, Thanh Hoa, Nghe An, Tien Giang, Can Tho, Hai Duong, Binh Tri Thien, and Khanh Hoa.</p>	<p>無料 (注: 以前は有料であった が現在は無料化)</p> <p>※用紙代: 20,000ドン / COフォーム</p>	<p>1. CO発行の申請手続き 下記の書類を提出し、COの発給申請をする。 ・有効な内容を完全に記載したCO発給申請書 ・有効な内容を完全に記載したサンプルCOフォーム ・通関手続きが完了した輸出通関申告書(企業署名済みのコ ピー、また通関手続きが完了していない場合、CO発行日から15営 業日まで提出猶予可。) ・インボイス(企業署名済みのコピー) ・船荷証券(B/L)またはAir Way Bill (AWB)(企業署名済みのコ ピー、またB/Lが発行されていない場合、CO発行日から15営業日 まで提出猶予可。) ・付加価値基準を説明する資料、又は原材料から貨物への製造 でHSコード変更があったことを説明する資料(採用した原産基準 による)</p> <p>※初回申請や初めての製品の場合はCO発給機関による現地調 査が行われる場合がある。その場合は追加で以下の書類が必要。 ・製品の生産プロセス書類 ・原材料が輸入の場合は、その輸入申告書 ・原材料が国内調達の場合は、販売購入契約や付加価値を証明 するインボイス(無い場合は売主による宣誓書か、地方政府によ る原材料がその土地で製造された宣誓書でも可) ・輸出許可証(当てはまる場合のみ) ・その他、原産性を証明する関連書類</p> <p>2. CO発給までの手続き 発給機関は必要書類を受理した後に精査し、申請者に対して、書 類が適正か、追加書類が必要か、不備により再提出か、特定の理 由によりCO発給拒否か、を通知する。</p> <p>CO発給までの所要時間は書類が適正である前提で、以下のとお りとなる。 ・4時間(航空機輸送の場合) ・8時間(航空機以外のその他輸送手段の場合) ・1営業日(郵送にて申込の場合で受領日より) ・3営業日(過去6カ月以内に原産地証明関連で違反があった場 合) ・5営業日(申請書類は適正であっても発給機関により実地検査が 必要である明確な理由がある場合)</p>	<p>可</p> <p>原則としてCOは 輸出前あるいは 輸出の3日前ま でに発給だが、 例外として輸出 者からの要請に より輸出後12カ 月以内で遡及発 給は可能。その 場合はCOの規 定の欄に “Issued Retroactively”と 実際の輸出日が 明記される。</p>	<p>盗難、忘失、破 損した場合は原 産地証明書発給 機関で、オリジ ナルCOの証明コ ピーと第2コピー の再発給を受け ることができる。 輸出者はオリジ ナルCOの第3コ ピーかオリジナル COが発給され たことを示す証拠 書類を提出必 要。 再発給されたも のは第12欄に “Certified True Copy”とスタンプ され、オリジナル COの発給日が 付される。再発給 はオリジナルCO の発給日より1年 以内。</p>	<p>発給する</p> <p>COの申請者は FOB価格を、 CO発行の申請 フォームのBox 12に記載が必 要。 FOB価格はそ のCOにそのま ま記載される。</p>	<p>発給する</p> <p>・申請者は有効な オリジナルCO (Form AI) を提出 する必要。 ・Back to Back CO を申請する輸出者 と、ベトナムへの 輸入者は同じ者で なければならない。 ・オリジナルCOの 有効期限日とB to B CO のそれは同 一。 ・貨物は全部ある いは一部でも再輸 出できる。 ・B to B CO で再 輸出される貨物 は、梱包や物流作 業を除き、ベトナム で加工されてはい けない。 ・貨物はフリート レードゾーンや保 税倉庫などベトナム 税関の管轄下 におかれ、ベトナム 国内で消費や売買 されてはならない。 ・B to B CO には、 オリジナルCOを発 行したAIFTA締結 国の国名、発行 日、オリジナルCO のレファレンス番 号を含むこと。</p>	<p>通常、COの申請者 は以下の書類提出 が必要: ・発給機関所定の 申告書フォーム ・CO (Form AI) で、 輸出国のAIFTA国 で原材料の為に発 行されたもの ・輸入原材料の輸 入の際の税関への 輸入申告書</p> <p>その他疑義がある 場合は発給機関は 追加で関連する書 類を要求することが あるが、所在地の 機関により違うケー スもある。</p>

ASEAN-インドFTA (AIFTA) の特定原産地証明書の発給機関・発給手数料

国名	発給機関	発給手数料	必要書類/申請手順	遡及発給	再発給	Third Party Invoice CO	B to B CO	累積 Evidence
ラオス (2011/1/24発効)	商工省輸出入局の原産地証部門、および地方の商工サービスオフィス Certificate of Origin (CO) Division under the Department of Imports and Exports in the Ministry of Industry and Commerce, including all provincial trade and industry service offices	インボイス価額によって変動。 ・1万ドル以下:4万キップ ・1万ドル超3万ドル:6万キップ ・3万ドル超6万ドル:8万キップ ・6万ドル超:10万キップ 通常3日で発給 (特急発給追加料金) ・即時発給:+5万キップ ・午前申請午後発給:+4万キップ ・翌日発給:+3万キップ ※申請用フォーム代 1万キップ(3枚綴り1回分)。最大30セットまで購入可能。	1) 輸出前原産品判定(工場監査) ①原産品判定に際し、工場訪問前に以下の関連書類を提出。 ・工場監査依頼書 ・輸出インボイス ・コスト計算書 / 製造プロセス表 + 原材料リスト ・物品製造と資本、コスト、プロセスに関する保証レター ・輸入原料関連書類(原産地証明書、輸入インボイス、輸入税関申告書) ②工場監査は工場監査申請を受領して業務日で7日以内に開始 ③発給機関は工場監査記録を発行、なお工場監査は工場で生産される商品のみに適用。 (注:ラオスではこの工場監査後に、企業登録手続きとなる。) 2) 原産地証明書発給申請 ①原産地証明書発給申請に際し、以下の関連書類を提出 ・記入済み原産地証明書フォーム ・申請者に関する書類(企業登録証、工場操業証、税務登録証) ・商品サンプル写真 ・輸出インボイス ・パッキングリスト ・船荷証券(B/L)またはAir Way Bill (AWB)、もしくはRailway Bill ・輸出許可証(必要な場合) ・輸出関税申告書(必要な場合) ・コスト計算書 / 製造プロセス表 + 原材料リスト ・輸入原料関連書類(原産地証明書、輸入インボイス、輸入税関申告書) ・原材料使用書類(使用報告書、インボイス) ②発給機関は業務日で3日以内にCO発給 注:FOB価格はCO上に表記必須。	可	紛失、損傷等があった場合、再発給するが、その証拠を発給機関へ提出が必要 CO再発給に必要な書類: ・CO申請フォーム ・船会社からの紛失の認証 ・輸入国税関からの未提出の認証	発給する(ただし、これまでThird Party Invoice の発給実績なし) ※輸出時のFOB価格は原則記載。ただし書面にFOB価格情報等を記載の上、正当な不記載要望理由を付せば検討も可能) これは特に製造プロセスが100%国内部材を使用した場合にそうであるが、FOB価格不記載のCOが輸入国で受理されるかされないかは輸入国税関の判断。 (担当官へのヒアリングによる)	発給する (ただし、これまでBack to Back COは発給実績なし)	輸入部材の原産地証明書 (Form AI)

ASEAN-インドFTA (AIFTA) の特定原産地証明書の発給機関・発給手数料

国名	発給機関	発給手数料	必要書類/申請手順	遡及発給	再発給	Third Party Invoice CO	B to B CO	累積 Evidence
カンボジア (2011/04/13発効)	商業省多国間貿易部 Multilateral Trade Department ("MTD"), Ministry of Commerce ("MOC")	<p>手続料 (Administrative Fee - "ADF"): ・USD 50 / COセット ・USD 15 / COセット (ただしUSD15は少量輸出の場合のみ、縫製品2000品以下、靴200足以下など)</p> <p>手続料以外に、輸出管理料 (Export Management Fee - "EMF") が必要な品目もあり。EMFは品目のカテゴリーや数量によって料金が決まる。ただし適用除外として、EU以外の輸出先で価額がUS\$800以下の少量貨物の場合は免除。</p>	<p>下記の書類を発給期間窓口に提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原産地証明書発給申請書 ・インボイス ・パッキングリスト ・船荷証券 (B/L) または Air Way Bill (AWB) ・輸出ライセンス (もし必要な場合) ・MTD への登録証 ・売買契約書 ・税関 (General Department of Customs and Excise - "GDCE") と CAMCONTROL (Cambodia Import-Export Inspection and Fraud Repression Directorate General) の共同調査報告 ・輸出申告書 (Cambodia Outward Declaration) ・衛生植物検疫 (SPS) 証明書 (もし必要な場合) ・EMF や ADF の支払い用小切手 ・倉庫検査の申請書 (検査は商業省担当官による) <p>発給機関は輸出者へ製品と生産ラインの検査を月に一度行い、CO発給製品の原産性と在庫の動きを確認する。</p> <p>注: CO上にFOB価格の記載は必須。</p>	可	再発給する	<p>発給する</p> <p>※ CO (Form AI) の第13欄に発給機関による "Third Country Invoicing" チェックが入っていること。 ※ CO (Form AI) の第7欄に第3国インボイス発行者のフルネームと住所が記載あること。 ※ CO (Form AI) の第10欄に第3国発行インボイスの番号が記載あること。 ※ 第3国インボイス発行がCO発給に間に合わない場合は、第7欄にインボイスが別途発行されること、その発行者の氏名と住所を記載。</p>	<p>発給する</p> <p>ただし税関 (GDCE) の監督下にあるものに限る。</p> <p>※ CO (Form AI) の第13欄に発給機関による "Back to Back CO" チェックが入っていること。</p>	原産地証明書 (Form AI)

ASEAN-インドFTA (AIFTA) の特定原産地証明書の発給機関・発給手数料

国名	発給機関	発給手数料	必要書類/申請手順	遡及発給	再発給	Third Party Invoice CO	B to B CO	累積 Evidence
ミャンマー (2010/01/15発効)	商業省貿易局 Directorate of Trade, Ministry of Commerce	商業省貿易局への支払い 発給手数料: 3,000 Kyats (修正手数料: 5,000 Kyats、これは実際は罰金。例えば実際の輸出国がCO上の輸出国と相違があった場合などに必要となる) COの用紙代 300 Kyata	①各回の取引ごとの申請の前に、工業省 (Ministry of Industry) に対して以下の書類を提出し、製品コスト明細の「推薦状」入手の為の申請をする。 ・製品コスト明細書 ・推薦状の申請フォーム (貿易局にて入手) ・原材料・付属品輸入時の輸入許可証・インボイス・輸入申告書・パッキング・リスト ・輸出入者登録証 (貿易局にて発行) ・会社設立証書 ・ミャンマー商工会議所連盟会員証 ・書式XXVI (取締役、経営者、支配人に関する詳細とその変更) ②工業省では申請内容を審査し、推薦状を発行する。 ③推薦状を持って、貿易局で製品登録カードの申請をする。(1年間有効) ④貿易局で以下の書類と共にCOの申請をする。 ・製品登録カード ・原産地証明書 (Form AI 貿易局で購入) ・原産地証明書申請書 ・原産地証明書申請概要 (チェックリスト形式) ・原材料リスト ・船荷証券 (B/L) ・輸出入者登録証 (貿易局発行) ・売買契約書 ・インボイス ・パッキングリスト ・輸出申告書 (Custom) ・ミャンマー投資委員会の推薦状 (縫製など委託加工業者 = CMP事業者の場合) ・ミャンマー商工会議所連盟 (UMFCCI) 登録証 ・経営者・取締役等リスト (BOD list) ・領収書 (発給手数料) ⑤書類に問題なければ貿易局にてCOの承認と発行 (通常、所要1日) 注: CO上にFOB価格の記載は必要で、記載しない選択肢はありえない。	可 (事前申請に申請準備が間に合わなかった場合、再申請する場合など。必要書類や手続きは通常の発給と同一。)	再発給する (ただし、オリジナル発給日から1年以内。輸出後に紛失・破損の場合は船会社からの理由書が必要。また国内で紛失の場合は警察からの理由書が必要。)	発給する ※CO (Form AI) の第13欄に発給機関による "Third Country Invoicing" チェックが入っていること。 ※COには第3国発行インボイスと同じFOB価格表記が必要。 ※第3国発行インボイスが必要。	発給する ※CO (Form AI) の第13欄に発給機関による "Back to Back CO" チェックが入っていること。 ※Back to Back CO 上に中間インボイスで示されているFOB価格の表記が必要。	原産地証明書 (Form AI)

(出所) Bryan Cave LLPによる調査